

豊橋市監査公表第9号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の結果に基づく措置が講じられたので、次のとおり公表します。

平成30年9月27日

豊橋市監査委員	大須賀 俊 裕
同	木 藤 守 人
同	市 原 享 吾
同	松 崎 正 尚

平成29年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果 (テーマ:水道事業・下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について)

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等 (指摘の概要)	措置結果	措置通知 年月日
上下水道 局	総務課	27	意見	バイオマス利活用センター運営事業の導入可能性判定の推進及び判定過程の見える化について	今後、「豊橋市PFI基本指針」及び「豊橋市PPP/PFI手法導入優先的検討方針」に従い、適切な事業スキームを構築できる事業について、導入可能性の判定及び判定過程の見える化を実施する。	H30.8.14
		59	意見	固定資産の除却処理における各課の上長の確認の実施について 【同様の指摘事項を受けている課】 営業課、浄水課、水道管路課、下水道施設課、下水道整備課	平成29年度決算整理より、各課に対し、除却調査提出時には、各課長まで当該調査提出に係る決裁を受けたうえで、当該決裁の鑑(写)と併せて総務課へ提出するよう通知した。	
		60	指摘事項	固定資産台帳上、部署欄が「所属不明」となっている資産について	固定資産台帳上、部署欄が所属不明となっている資産を特定し、部署欄への所属課の入力を行った。	
		63	指摘事項	使用用途が立たない施設の除却処理の検討について 【同様の指摘事項を受けている課】 浄水課	当該浄水処理設備について、法定耐用年数期間内は予備用として保存し、その後については除却等の処理を行うこととする。	
		84	意見	業務継続計画において定められた訓練における職員の対応状況の改善について	引き続き、配信結果に基づいて回答できない職員を調査し、メール設定の変更をさせる、携帯電話を所有していない者については非常連絡網を使用する等改善を図った。	
		86	指摘事項	保存期間が満了した文書の廃棄手続きの徹底について 【同様の指摘事項を受けている課】 営業課	指摘の該当文書については、営業課、総務課において廃棄をした。 今後は文書管理システムで廃棄済みとされた文書は、リストと照らしあわせ実際の廃棄を確認する。	
		87	意見	USBメモリの定期的な数量確認などの管理方法の検討について 【同様の指摘事項を受けている課】 営業課、浄水課、水道管路課、下水道施設課、下水道整備課	バックアップ用に該当しないUSBメモリについてもバックアップ用の記録媒体の管理方法に準じて、定期的な数量確認を実施することとした。	
		88	指摘事項	減損の兆候に係る毎年度の判定実施及び稟議決裁について	平成29年度より毎年度、水道事業会計及び下水道事業会計ともに期末に減損の兆候の判定を実施することとし、稟議決裁を受けた。	
		88	指摘事項	減損の兆候判定における重要性の根拠の妥当性について	減損の兆候の判定について検討を行い、平成29年度から減損の重要性に関する根拠は、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第5条に規定する重要な資産の処分額である2,000万円以上の施設について対象とすることとした。	
94	意見	固定資産台帳上の名称不明資産について	固定資産台帳データ上の摘要欄に個別資産が特定できるよう名称情報を入力した。			

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等（指摘の概要）	措置結果	措置通知 年月日
上下水道 局	総務課	96	意見	貸倒引当金の計上における貸倒実績率の正確な算定について	当市では、一般債権から破産更生債権等へ振替えた後、債権管理調整会議へ諮り、不納欠損処理しているため、一般債権に対する新規破産更生債権等計上額を貸倒実績率の算定に用いることが、当市の貸倒引当金算定にあたって実態に則していると考えため、不納欠損処理額は用いないこととしている。 決算時における貸倒実績率については、平成29年度決算から、前事業年度末の一般債権額に対する当事業年度において新規に発生した破産更生債権額の比率を用いることとした。	H30. 8. 14
		119	指摘事項	固定資産の移動時における保管場所の登録変更の徹底について	平成29年度決算整理より、各課に対し、各課所有の固定資産現物の移動があった際には、固定資産移動管理表を各課長まで決裁を受けたうえで、当該決裁の鑑（写）と併せて総務課へ提出するよう通知した。	
	営業課	34	意見	平成20年度包括外部監査の意見に対する措置内容の開示について	公表された結果報告書に対する措置状況に変更があった場合は、遅滞なく開示する。 また、ホームページからの削除についても未了あるいは未確定のものがないか検討したうえで行う。	H30. 8. 14
		44	意見	水道加入金の現状に合わせた改定の検討及び適切な算定根拠の設定について	加入金の改定は、過去の経過から料金改定と同時期に行っており、水道事業の経営状況や市民の理解を考慮し、次期料金改定と合わせて見直しを行っていく。 また、対象経費については、加入金は資本的収支（4条予算）、水道料金は収益的収支（3条予算）として区別を行っている。	
		46	指摘事項	雨水・井戸水を使用している場合の汚水量の申告に係る適切な申告様式の設定について	井戸水・雨水利用による汚水排出量について増量される場合は、「汚水排出量申告書」（第12号様式）により処理すべきところを、特殊営業に伴い排除する汚水の減量と同様に、「排出汚水減量申告書」（第13号様式）にて処理していた。 今後は「汚水排出量申告書」（第12号様式）にて適切に処理を行う。	
		48	指摘事項	収納業務、電子計算処理業務の業務仕様書に履行時期を明記すること及び包括業務委託に検針業務を含めることの検討について	電子計算処理業務については、第3章第7節にて本稼働時期を明記しており、また別紙「電子計算処理業務水準書」にて成果物の納入期限等を記載してあることから、履行時期は判断できると考える。一方、収納業務については、「豊橋市上下水道局収納業務包括業務委託に関する公募型プロポーザル参加要領」に記載のスケジュールに基づき、遅滞なく業務が履行されている。 なお、より明確化するために、今後更新時には他の業務も含め漏れないよう履行期限を記載する。 検針業務についても、次期プロポーザル契約時に業務を含めることとする。	

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等（指摘の概要）	措置結果	措置通知 年月日
上下水道 局	営業課	85	意見	料金システムにおけるパスワードの設定とその定期的な確認について	委託事業者である第一環境株式会社中部支店長に、今後は手順書に沿ってパスワードの設定を対策基準に適合するよう見直すとともに、定期的に変更するよう説明し、了解を得た。 今後、上下水道局は、その設定状況等について手順書を遵守しているか確認する。	H30.8.14
		86	意見	料金システムにおける実施手順書の遵守状況の確認に係る記録の整備について	今後は、定期的にシステムに携わる上下水道局職員を対象とした実施手順書の遵守状況についてチェックリスト等を用いて確認するとともに、その結果を記録として残すようにする。	
		97	指摘事項	債権の時効に係る不納欠損処理の正確な実施について	平成29年度末に不納欠損予定の下水道債権と同一債務者の水道債権の不納欠損時期を合わせ欠損した。 今後は同一年度に同一債務者の債権を欠損する。	
	浄水課	51	指摘事項	予定価格の積算根拠の明確化について（小鷹野浄水場ほか非常用発電及び高圧受配電点検業務、高山配水場ほか低圧受配電点検業務）	予定価格の積算根拠については、専門性が高い委託業務であることから国土交通省の労務単価とは整合性が取れず予定価格の算定は困難であるが、今後、前年度の人工実績等を考慮し、適正な予定価格を決定するよう根拠整理に取り組んでいく。	H30.8.14
		64	意見	廃止井戸に係る資産の有効活用の検討について	廃止井戸の有効活用については、今後、計測所として有効活用できる場合を除き、立地条件を踏まえながら、売却、他の利用方法等の検討に取り組んでいく。	
		68	意見	施設の特性を踏まえた一律ではない使用年数の設定について	水道施設の更新時期については、更なる維持管理技術の向上に取り組みながら日常的な点検等のデータ等を蓄積し、それを踏まえたうえで経済的耐用年数の設定を行っていく。	
		90	意見	使用方法変更時における固定資産からの部品取りの客観的な判断基準について	使用方法変更時における機械装置等の部品取りの判断基準については、客観的な判断基準の作成を行った。	
		114	指摘事項	固定資産台帳上は除却処理されているが再利用可能な部品等の適正な管理について	今後、再利用可能な部品については重要な資産であり、必要なものはシートを掛ける等整理整頓するよう資財管理に取り組んでいく。	
		115	指摘事項	保存期間が満了した文書の廃棄手続きの徹底について	保管文書については、豊橋市文書取扱規程にのっとり、保管すべき文書であるか判断の上、適正な保管のための手続の実施又は適正な廃棄を行うよう文書整理を行っていく。	
		117	指摘事項	資産登録シールの貼付による現物の特定について	シール貼付けが困難である資産については、設備台帳上に製造番号又は工事番号等を記載することで台帳と現物の特定を行えるようにした。 なお、今後、設備台帳の整理に取り組んでいく。	

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等（指摘の概要）	措置結果	措置通知 年月日
上下水道 局	浄水課	120	意見	保守部品の使用見込みに係る定期的な点検の実施について	除却済未撤去の固定資産については、使用可能か不可能か、また今後の使用見込みがあるかどうかの点検を順次実施し、使用不用品であれば適宜整理するよう資財管理に取り組むこととした。	H30. 8. 14
		122	意見	倉庫外部に保管されている貯蔵品の管理について	指摘された資材については、既に倉庫内部に保管を行った。	
		124	意見	使用見込みのない資材の適正な管理について	指摘された資材については、既に廃棄処理を行った。	
		125	指摘事項	鍵付の戸棚における薬品の安全な保管について	薬品については、現地視察の際は管理体制改善の途中であり、現在では使用中の薬品についても鍵付きの戸棚にて保管し安全性を確保している。	
		126	指摘事項	薬品の整理整頓の徹底について	薬品については、現地視察の際は管理体制改善の途中であり、現在では使用中の薬品についても適切に整理整頓し、管理を行っている。	
	下水道施設課	28	意見	バイオマス利活用センター運営事業のモニタリングにおいて、指示事項に対する事業者の対応状況を文書化することについて	豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業契約書第58条に基づき、モニタリングの実施及び実施結果を通知していたが、それに加え、設計・建設モニタリング指摘事項は正完了報告書により、事業者が適切に対処したことが確認できるよう、適切な文書作成を徹底した。	H30. 8. 14
		52	意見	予定価格の積算に係る単価見積りの定期的な入手について（中島処理場水質試験）	平成30年度については、各業者から単価見積もりを取ったうえで、その額と平成29年度執行額を比較して安価な方で予算金額の積算を行った。 平成31年度以降もその度に業者から単価見積りを取るようにする。	
		53	指摘事項	一者随意契約の採用理由における「時価に比して著しく有利な価格」であることの論拠について	一者随意契約理由書に記載された理由によるものの価格について、定量的な数値については、指摘のとおり記載していない。今後は定量的な資料を添付し処理を行うこととする。	
		98	意見	指名競争入札における予定価格の積算根拠の明確化について	この業務は、運搬元の施設から運搬先の資源化センターし尿処理施設（現在は、バイオマス利活用センターし尿・浄化槽汚泥受入施設）までの距離を、近距離と遠距離に分けてm当たりの単価で契約している業務である。 積算根拠については、毎年度予算策定時に見積りを徴収し、過去の契約実績も踏まえ予定価格を算定しているが、その中で実績を重視した予定価格となっているため、落札率が高い傾向となっている。 さらに「業者の言い値で委託しているとの疑念を抱かせることのないようその積算根拠を明確にする」とのことであるが、この業務については、業務内容に変更があまりない（年度による運搬量の微変動程度）ことから、実績を重視した予定価格となることは、他の委託業務も同様な傾向である。 今後も引き続き見積りを必要の都度徴収し積算していく。	

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等 (指摘の概要)	措置結果	措置通知 年月日
上下水道局	下水道施設課	102	指摘事項	非常用出入口使用のための防潮壁の運用について	<p>下地ポンプ場については、毎週火・金の2日の巡回点検と、降雨時における運転対応により有人施設となる。</p> <p>今回指摘の通り巡回点検時においては、防潮壁を開放して運用するように対応していくが、降雨時については、水害の恐れもあり現状のままの運用とする。</p> <p>また、この防潮壁については人力により開閉することとなるが、非常に重く一人での操作が、困難であるため、今後は操作性を考慮し、運転員と調整しつつ装置の改良を図っていく。</p>	H30. 8. 15
		103	意見	建物の構造を考慮した機器等の設置場所の検討について	機器の配置計画については、建物の構造を考慮したうえで配置計画を行っていく。	
		112	指摘事項	記録簿による薬剤管理の実施及び記録簿と現物との照合について	指摘に基づき、直ちに保管場所に記録簿を置き、使用の都度記入を行うことにしたうえで、月に一度定期的に記録簿の数量と現物の数量が合致することを確認することとした。	

平成26年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果 (テーマ:子育て支援及び高齢者福祉に関する施策に係る事務の執行について)

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等 (指摘の概要)	措置結果	措置通知 年月日
福祉部	長寿介護課	145	意見	補助金の交付対象について	平成30年3月に、「福祉団体等に対する補助金交付要綱」の下位要領となる「豊橋市シルバー人材センター補助金交付要領」を制定し、同年4月から施行した。この要領の中で補助対象経費等を詳細に規定することで、補助金の算定方法を明確にした。	H30. 6. 28
		153	指摘事項	福祉回数券の利用実績の把握について	<p>購入価額は、実際は、利用率だけでなく事業者の対応方法、採算性など様々な要素を考慮し、事業者との協議を踏まえて決定している。</p> <p>なお、平成29年度をもって当該事業を廃止し、平成30年度からは新規事業として高齢者の生活支援を目的とした「高齢者移動支援事業」を開始した。この事業では、すべて利用実績に応じた払いとしている。</p>	
		156	指摘事項	補助金の交付対象者について	東三河広域連合による介護保険者の統合に伴う事業全体の見直しを図る中で、後期高齢者福祉医療費助成事業との事業目的などを比較分析し、要件を同一のものとするべきかの検討を行ってきたが、本事業については平成29年度の在宅サービス利用者をもって事業を完了した。	
こども未来部	保育課	75	意見	定期借地権契約について	市以外の土地所有者から賃借している場合において、定期借地権契約となっている場合については、契約期間中であっても定期的に契約の内容や更新方法について所有者と話し合いを行うよう助言するとともに、契約内容等についても確認を行い、契約書の取り交わしだけでなく、権利の保存登記などをするように助言をしている。	H30. 9. 10

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等（指摘の概要）	措置結果	措置通知 年月日
建設部	住宅課	171	意見	登録事業者の財務内容の確認について	必要とされる資力について、法律に基づく判断基準がないため、県内の中核市以上の団体においては、書類の提出を求めている。今後、法改正等により「財務内容を確認するための書類の添付の義務化」「判断基準の提示」が示されれば、適正な根拠に基づき、運営能力の判断を行う。	H30.9.25